

社会教育主事・社会教育士の養成の在り方について

令和8年7月

社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関する

ワーキング・グループ

目 次

1. 今後の社会教育推進体制を踏まえた学習内容の改善・充実の方向性と 本WGの射程	2
2. 講習に係る制度の基本的な枠組みに関する検討等	
(1) 社会教育主事と社会教育士に必要な学習内容の差異の程度を踏まえた 総単位数の見直しの要否	3
(2) 社会教育主事と社会教育士が受ける講習の同一性を確保した新講習 の枠組み	4
(3) 各科目の具体的内容の検討に当たって踏まえるべき方向性	8
3. 講習への幅広い層の参加促進に向けた見直し	
(1) 講習受講の利便性の向上等	9
(2) 単位互換や分割履修への柔軟な対応	10
(3) 講習の受講に関して任命権者に求められる対応等	11
4. 社会教育の裾野を広げるための方策	
(1) 社会教育に関する導入的講習の充実	12
(2) 受講資格の見直し	13
5. 講習受講後の活躍促進	
(1) 継続的な研修等の推進	14
(2) 活躍の場の拡充	16
6. 養成課程の見直しについて	
(1) 基本的な枠組みの考え方	16
(2) 見直しの方向性	17
(3) 各科目の具体的内容の検討に向けて	18
7. 今後さらに取り組みが求められる課題	
(1) 具体的制度設計の更なる検討	20
(2) 社会教育の更なる振興に向けて	21

1. 今後の社会教育推進体制を踏まえた学習内容の改善・充実の方向性と本WGの射程

本ワーキング・グループ（以下「WG」という。）においては、中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会がまとめた「審議事項1に関する意見の整理」（令和7年3月）において、下記のような指摘がなされたことを踏まえ、社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関して検討を行ってきた。

「審議事項1に関する意見の整理」において指摘された主な内容

【社会教育人材を中核とした社会教育の推進】

- 社会教育人材をネットワーク化し、点として増えつつある社会教育士の活動の好事例を、線、面として地域の教育力の発揮に発展させていくことが必要。
- 社会教育主事には、学校教育や多様な分野と社会教育（行政）をつなぎ、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引する役割が期待される。また、地域の社会教育人材のネットワーク化を担うことも期待される。

【社会教育主事・社会教育士の役割と講習内容の整理の視点】

- 社会教育主事と社会教育士の異なる役割に応じた養成の改善方策を検討する必要。
- 社会教育士として地域の学びを支援するために必要な学習内容を土台（1階）に、社会教育主事として、地域全体の学びをオーガナイズしていくための学習内容を設けるという2階建てのカリキュラムに再構築してはどうか。

その際も、社会教育士が行政と連携できるよう、1階部分の学習内容に社会教育行政に関する基礎的な学びは必要。

【社会教育士の称号の取得のしやすさの視点】

- 社会教育士の称号取得が容易になるような段階的な仕組みの検討が必要。

今後、社会教育が地域コミュニティの基盤を支える役割を果たしていく上では、教育施策の枠に閉じることなく、首長部局のほかNPOや企業等を含めた関係する様々な分野における施策や活動との連携を推進することが極めて重要である。このため、そうした多様な分野で活躍する者が社会教育士となることを促

進し、社会教育士が社会教育主事を中核とした社会教育人材ネットワークに支えられながら、社会教育としての側面を備えた各種の施策や活動を展開していくような体制を構築していくことが求められている。

このように、今後、社会教育を推進していくに当たっては、社会教育主事とともに社会教育士が重要な役割を果たすことが求められることを踏まえた上で、専ら社会教育主事の養成を前提として検討された現在の社会教育主事講習（以下「講習」という。）及び社会教育主事養成課程（以下、「養成課程」という。）の在り方や内容等について、社会教育士にとっても、さらには、社会教育士と連携しながら社会教育行政の中核としての役割を果たすことが求められる社会教育主事にとっても、より適切なものとなるよう見直す必要がある。

本 WG では、「審議事項 1 に関する意見の整理」で指摘されていたとおり、社会教育主事と社会教育士の役割を踏まえながら、新たな講習（以下「新講習」という。）及び養成課程の果たすべき役割に関する考え方を整理した上で、対象者や総単位数を含む制度の基本的な枠組みを示すことに主眼を置くこととした。このため、各科目の内容等のより具体的な検討事項に関しては、改善に向けた一定の方向性を示した上で、専門家や実務家の知見等を踏まえた更なる検討を求めることとしたい。

2. 講習に係る制度の基本的な枠組みに関する検討等

（1）社会教育主事と社会教育士に必要な学習内容の差異の程度を踏まえた総単位数の見直しの要否

社会教育を推進するに当たっては、自治体の行政計画等において社会教育がどのように取り扱われているかを踏まえることをはじめ、社会教育施設との連携や、活動に対する助成など、社会教育や他の関連分野の行政との関係を考慮する必要が生じることが極めて多い。このため、「審議事項 1 に関する意見の整理」でも指摘されていたとおり、社会教育士にとっても社会教育行政に関する基礎的な学びは必要である。

一方で、現行の講習内容は、社会教育主事の任用資格を前提とした講習であることから、社会教育主事のみが必要とされる内容については、主事発令を想定せずに社会教育士としての活躍を見込んでいる者のニーズとはミスマッチが生じているとの指摘もある。もとより、講習内容については、実施機関ごとに、社会教育主事としての実務的な内容を重視したり、社会教育士として有用な内容をより重視したりする等の工夫がなされているため、一律に論じ難い面もあるが、例えば、「社会教育経営論」のうち、行政担当者として必要な実務的内容等は、社会教育士にとっての学習の優先度は必ずしも高い訳ではないと考えられる。

他方で、「生涯学習概論」、「生涯学習支援論」及び「社会教育演習」の内容や、社会教育経営論のうち上記以外の内容については、今後、どのような内容をより重視していくべきかについて検討すべきものと考えられるが、概して、社会教育主事だけではなく、社会教育士となる上でも必要なものと考えられる。

したがって、仮に、社会教育士を目指す層のニーズとのミスマッチに該当する部分の削減によりその解消を図るとしても、実際に単位数の削減につながる程度の削減になるとは考えられない。

さらに、社会教育士の称号を取得する意義や、社会教育士の専門性に対する信頼を保つといった観点からは、単位数を減らすことに対して慎重であるべきとの意見も強いことや、後述するように、講習の実施方法としてオンラインの活用や夜間や土日の開催を促進することにより受講のしやすさを向上させることも可能であること等を考慮すると、新講習の総単位数については、現行の8単位を維持することとした上で、講習内容の見直しを行うとともに、受講の促進や裾野の拡大を図るために必要な方策等の検討を進めることが適当である。

（２）社会教育主事と社会教育士が受ける講習の同一性を確保した新講習の枠組み

上記1.のとおり、社会教育主事には社会教育士を含む社会教育人材のネットワークにおいて中核的役割を果たすことが求められている。また、上記（１）のとおり、社会教育主事と社会教育士が学ぶべき内容は、かなりの部分が共通している。

これらを踏まえれば、基本的に社会教育主事は社会教育士でもある、換言すれば、社会教育士であることが社会教育主事を発令する際の要件となるような制度設計とすることが重要と考えられる。

これまでも、講習は、単に社会教育に関する基礎的知識を身につけることにとどまらず、例えば、教える側と教えられる側という二分論ではなく、活動等を通じて共に学ぶといった教育観等を、グループワーク等の協働的な学習活動というプロセスを通して身につける場として、重要な役割を担ってきた。

さらに、講習で共に学ぶことを通じて受講生相互の関係を構築できることは、社会教育に携わる者同士が共につながりあう端緒や基盤としての役割も果たしており、社会教育人材のネットワーク化が重要性を増す中で、講習のこうした側面にも大きな意義があると考えられる。

特に、多様な社会教育人材の中核となる社会教育主事にとって、様々な分野で活躍する者との協働的な学習活動を通じて、多様な分野にまたがる社会教育の在り方についての知見と認識を深められる機会は極めて重要である。以上のこ

とから、社会教育主事として発令されることを予定している者が、発令を想定せずに様々な分野で活躍する社会教育士となる者と一緒に同一の講習を受けられるような制度を基本とすべきである。

講習の受講は、既に関連する活動を行っている者にとっては、社会教育の素養を身に付けたり、社会教育関係者とのつながりを得たりすることで、活動の質の向上や幅の拡充を図るために、社会教育士の称号の取得を目指すものという位置づけであると考えられる。他方、社会教育主事の発令が予定されている者にとっては、講習を修了することはあくまで社会教育主事としての出発点であり、その後の現職研修や実務経験を通じてさらに資質向上を図ることが期待されるものである。特に、社会教育主事に期待される、多様な分野と社会教育行政をつなぎ牽引する役割に関しては、講習で培われた知見や他の受講生等とのつながりを基礎としつつも、当該自治体の実際の施策や予算・体制等の実状を踏まえるとともに、関係を有する部局や団体との実際のやりとりと並行して学ぶことで身につけられる部分が大きいと考えられることから、社会教育主事としての業務の円滑な遂行ができるよう、発令後の早い段階における現職研修等の充実を図る必要がある。

本WGでは、「審議事項1に関する意見の整理」も踏まえ、講習自体を社会教育士の称号を得るために必要な一階部分と、社会教育主事の発令を受けるために必要な二階部分とに分割する選択肢も含めて検討した。しかし、前述のとおり、講習で学ぶべき内容については共通する部分が多く、社会教育士になる場合でも8単位の取得を求めることが適当と考えられることに加えて、両者が同一の講習を受けることの重要性も考慮すれば、新講習は両者に共通の内容とすることが適当と考える。

そうした制度設計を前提としつつ、併せて、下記①～④のような方策を総合的に推進していくことにより、「審議事項1に関する意見の整理」で指摘されていた課題等への対応を含めて、社会教育人材を中核とした社会教育の推進を図っていくことが可能となるものと考えられる。

- ① 社会教育主事の任用資格を得るための講習として構成されていた従来の科目・内容について、社会教育士として様々な分野で活躍する者のための講習でもあることや、社会教育主事も社会教育士の活躍支援が業務の柱の一つとなること等を踏まえて、見直しを行うこと（次節（3）参照）。
- ② 社会教育主事の資質向上と円滑な業務遂行に資するよう、講習の見直しのみならず、現職研修等、発令後の資質向上のための仕組みの構築・発展を図ること（5．参照）
- ③ オンラインの活用や土日・夜間の実施など、教育の質の担保に留意しながら、受講の利便性の向上等を一層図ること（3．参照）。

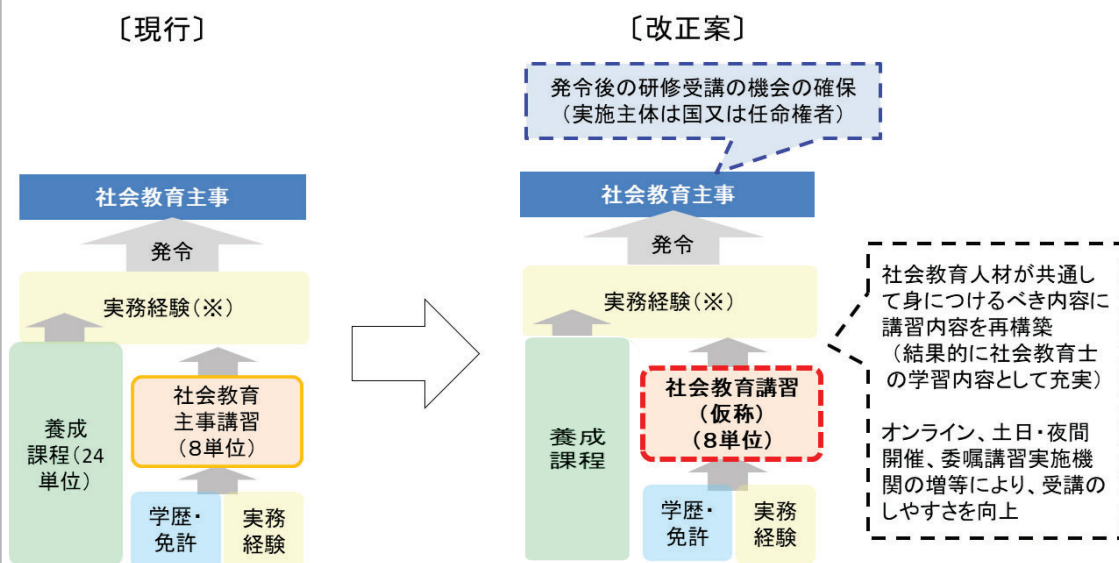
- ④ 社会教育の裾野を広げるために、社会教育を学び始めることの敷居を低くできるよう、導入的講習等を広く推奨していくこと（４．参照）。

上記②に関して、必要な研修を受講させることは任命権者の役割であるが、自治体の規模によっては独自の研修を行うことが困難な場合も想定され、また、他の自治体の社会教育主事とのつながりを持つことが実務を進めるに当たっての支えになる面も大きいことから、都道府県が域内の市町村の社会教育主事に対する研修の機会を提供することが極めて重要である。さらに、各都道府県社会教育主事が相互に実践に関する情報交換をしたり、それを通じて都道府県を超えたつながりを持てるようにしたりするために、国がそうした研修機会を提供することが求められる。

なお、今回の検討に基づく見直しの一環として、従来の講習や社会教育士の位置づけを見直す際には、社会教育主事講習という呼称についても、例えば、「社会教育講習」など、新講習が社会教育主事の発令を受けるためだけのものではないことが明確になるような呼称とすることが適当である。

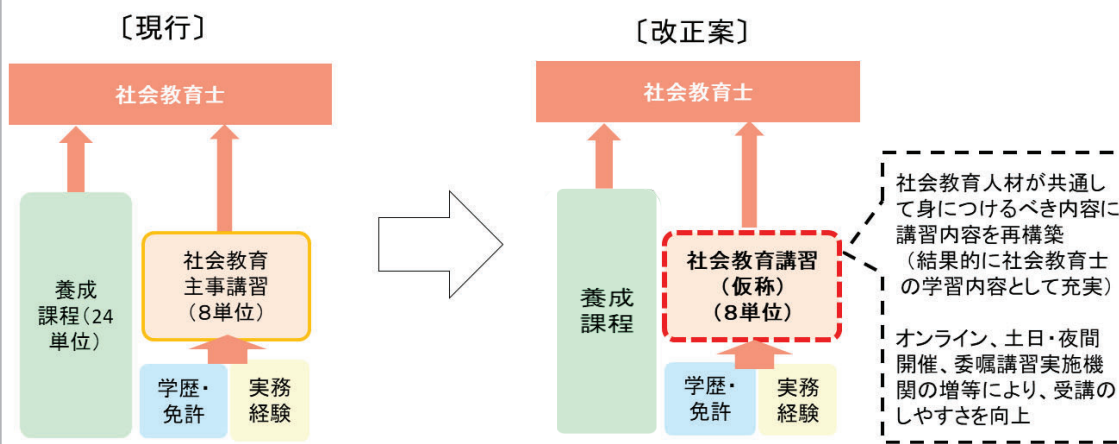
社会教育主事及び社会教育士の養成の枠組みの改正イメージ

●社会教育主事



※ 発令に必要な実務経験(社会教育法第9条の4各号で規定)は、講習との先後は問わない。

●社会教育士



(3) 各科目の具体的内容の検討に当たって踏まえるべき方向性

上記1.でも触れたとおり、各科目の内容に関する具体的な改善内容等については、専門家や実務家の知見等も得つつ更に検討する必要があるが、その際には、次のような点を踏まえながら検討が行われるべきである。

- 上記(2)のとおり、講習は、教える側と教えられる側という二分論ではなく、活動等を通じて共に学ぶといった教育観等を身につけられる場であり、それをグループワーク等の協働的な学習活動というプロセスを通して身につけられる場であることが求められる。
- 参加者が日々の職務等における実践を、講習の機会に振り返り、実践の意義や課題について検討するなど、実践と省察の往還に資する演習等の要素の充実が望まれる。
- 社会教育の在り方に関する特別部会でも検討されているとおり、社会教育主事や社会教育士等には、社会教育が以下のような特長を有しているとの基本的な理解に基づき、そうした特長が十分に発揮されるよう教育活動等を企画・実施することが求められている。これは、民主主義と住民自治を醸成するとともに、社会的包摂を推進し、多様性を認め合う共生社会の実現にもつながるものである。
 - ① 活動自体を楽しいものとすることや、参画することの充足感・有用感を感じられるものに通じて、地域住民等による学習その他の活動への主体的・継続的な取組を促すものであること。
 - ② 学習その他の活動に協働して取り組むことを通じて、当該活動に参画する者相互の良好な関係、より具体的には、自分事の範囲が重なり合うような関係（つながり）の構築を促すものであること。
 - ③ 地域課題の解決を図る上で必要な学習その他の活動の促進を通じて、①の楽しさや充足感に根差した主体性の涵養、②の自分事の範囲が重なり合う関係の構築と相まって、地域コミュニティの維持及び形成をはじめ持続可能な社会の実現に資するものであること。
- 社会教育士の称号を導入した際には、社会教育士に求められる能力として、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力という汎用的な能力が特に注目されていた。もとより、例えば、協働的学習を

デザインする際にはコーディネート能力やファシリテーション能力が求められることから明らかなように、社会教育主事や社会教育士がその役割を果たしていく上でそれらを身に付けておく必要があることは、これまでと変わるものではないと考えられる。ただし、社会教育主事や社会教育士に求められる能力については、これらの技術的な側面のみから捉えるのではなく、上記の社会教育の特長との関係や、社会教育主事や社会教育士が活躍する実際の場面等との関係を踏まえた捉え方をすることが重要である。

- また、社会教育の役割についてはこれまで「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の三つの観点からとらえられてきた。このことは、社会教育に関わる領域が個人レベルから社会レベルまで多様な層を含んでいることを示している。社会教育人材を養成する科目の具体的な内容についても、例えば、「学びを促進する」、「学び合い・つながり合う協働的な場や集団をつくる」、「自律的・継続的な活動の仕組みをつくる」というような、多様な層の広がりや関係性等を踏まえて検討することが求められる。
- 社会教育人材ネットワークに関する内容の充実を図るとともに、社会教育行政に関する内容については、社会教育士として活動する際にも関係が深い内容をより重視すべきである。とりわけ、障害者や外国人等を含む誰もが参加できる生涯学習の推進をはじめとする共生社会の実現に関する内容等を重視すべきである。
- 多様な分野における、社会教育を取り入れた活動や取組の事例等に触れることができるような工夫が望まれる。
- 各科目の内容や3（2）で述べる単位数の細分化等と併せて、各科目の名称についても、改めて検討することも考えられる。

3. 講習への幅広い層の参加促進に向けた見直し

（1）講習受講の利便性の向上等

社会教育特別部会でも議論されているとおり、従来、社会教育を行う者としては、公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教育が本業である者、本業とは別に地域活動等に携わる者が主に想定されてきた。しかし、今後は、学校教育のほか、地域振興・福祉等の教育以外の分野、さらに、地域とのつながりが深い民間企業などで本業を持つ者で、その本業において社会教育の素養を活かそう

とする者についても、社会教育人材としての活躍の促進が期待される。

また、地域では自治会、民生委員や消防団等多様な主体が地域課題の解決に向けて取り組んでいるほか、これらの主体を構成員とし、地域の暮らしを守る取り組みを行う地域運営組織（RMO）が各地で設置されている。RMOの中には、公民館活動を基盤として発展した団体や地区公民館や図書館等を活動拠点とする団体も一定数存在するなど、社会教育と密接な関わりを有している。

このため、こうした社会教育以外を本業とする者や組織的に地域活動を行う者にとっても社会教育士が魅力的なものとなり、かつ講習に対するアクセスの可能性を高められるよう、改善を図ることが重要である。

具体的には、教育の質に配慮しながら受講者の負担軽減も図れるよう、オンラインや土日・夜間開催の促進など、柔軟な受講機会を提供するほか、講習を実施する機関の増加を図り、より身近な場所で受講できるようにするなど、受講しやすい環境の整備を促進することが必要である。

（２）単位互換や分割履修への柔軟な対応

現在、司書や学芸員の資格を得る際に履修した生涯学習概論を、社会教育主事講習の生涯学習概論の履修とみなし単位認定できるほか、公益社団法人全国子ども会連合会が行う「地域推進コーディネーター研修」が、「社会教育主事講習科目の履修に相当する水準を有すると認める学修（以下、「大臣認定学修」という。）」として文部科学大臣の認定を受けており、生涯学習支援論の履修として単位認定されるという例がある。このような特定の講習科目の受講と代替する他の研修等の大臣認定を進めることは、受講のしやすさの向上とともに、社会教育人材の裾野を広げる上でも有用であることから、さらなる促進が期待される。

しかしながら、今のところ、こうした認定が更に広がる兆しは見えていない。

その一因として、現行の講習の科目は二単位であることから、それとの代替を行うには、相当程度まとまった学習量が求められることも影響しているものと考えられる。

また、今後、推進することが期待される導入的講習は、その性質上、短期の学習となることが想定されるが、そのうち一定の水準を満たすものについて、大臣認定学修として講習科目との代替を認めることも検討することとなっている。

これらを踏まえれば、社会教育人材の裾野を広げるためにも、一科目の単位数を細分化することにより、科目の受講しやすさを高めることなども考えられる。

さらに、学習単位の細分化は、他の学修との代替を容易にするだけでなく、受講者の都合により、各科目を分割して受講する場合においても、より小さい単位

で柔軟に対応することを可能とする効果もある。

このため、各科目の単位数を細分化することについて、こうした利点も十分に踏まえながら、今後の各科目の具体的な内容と併せて検討すべきである。なお、単位数の細分化は、短期集中型の講習を受講しづらい方等がより受講しやすくなる、あるいは科目代替を促進するための方策として有効であるが、一方で講習は、講習全体を通じて得られる教育効果を意識して設計されるよう留意することが重要である。各講習実施機関の判断によって、複数の一単位科目について、内容の関連性等を踏まえながら、それらに相当する複数単位の科目を開設することも可能とし、実施機関ごとの創意工夫の余地が確保されるものとするのが適当である。

（３）講習の受講に関して任命権者に求められる対応等

社会教育主事の発令をするに際しては、あらかじめ計画的に社会教育主事養成課程の修了者を採用したり、任用資格を有する者を専門職採用したりすることのほか、任命権者が発令を見込んでいる者に講習を受講させておくことが求められる。さらに、人事上の都合等により、該当するポストに異動した後に、職務の一環として講習を受講させ、その修了後に社会教育主事を発令することも考えられる。現状では、市町村における社会教育主事の配置率は低いことが課題となっており、社会教育主事の発令が法令上求められていることを周知するとともに、その前提となる講習の受講の一層の促進を図るべきである。

もとより、社会教育主事は、社会教育法において各教育委員会に必置とされている専門的職員であり、今後、社会教育人材の活用・活躍の促進を図る上で中核的な役割を担う者であることが期待されている。そのため、社会教育主事への発令が滞りなく行えるよう、国からの委託による講習実施を継続することで、社会教育主事に任用される可能性がある候補者が幅広く講習を受講しやすい環境を確保することが必要である。

また、社会教育主事のほか、公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教育が本業である者にとっては、受講したことの成果が直接的に業務に還元されることが見込まれることから、各自治体においては、こうした社会教育関係職員が、業務の一環として講習を受講できるようにすることが望まれる。このほか、実際の業務との関連性に応じて、受講に当たって自己啓発休暇の取得を認めることなども考えられる。

4. 社会教育の裾野を広げるための方策

(1) 社会教育に関する導入的講習の充実

今回の見直しでは、新講習の内容等については、活躍する場の行政の内外を問わず、すなわち、社会教育主事の発令を受けずに社会教育士として活躍する場合においても、そこで学んだ社会教育の素養等が、活動の質の向上等に資するものとなるよう改善を図ることとし、新講習の総単位数は減らさないこととしている。そのため、社会教育の特長や基礎を手始めとして学ぼうとする者にとっては、講習受講の負担が重めであることは否めない。

このため、社会教育の裾野を広げる観点からは、より平易かつ短期間で社会教育の基礎的な内容を学ぶことができる導入的な講習（以下「導入的講習」という。）を広く実施していくことが効果的であると考えられる。

導入的講習については、社会教育主事講習のように内容等を制度として一律に定めることはせずに、それぞれの講習等の目的、対象者、実施者等により様々な内容及び形態をとりうる緩やかな仕組みとすることが、多様な者へと社会教育の裾野を広げていくという趣旨に合致するものと考えられる。

導入的講習としては、例えば、各地で展開されている社会教育に関する入門的な研修や、多様な領域で行われている社会教育に関する研修等などが想定される。後者の具体例としては、地域と学校の連携・協働（コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等）に関する講習や、首長部局における地域振興に関する講習の中で社会教育に関する内容を扱うもの等が考えられる。

実際に、こうした講習に対するニーズもあり、既に実施している自治体もあることから、優良事例の把握と周知を図ること等により、より多くの自治体における取組を促進することが重要である。

こうした導入的講習の受講を契機として、今回の見直し後の新講習の受講へと繋げる役割を果たすことも期待され、この観点からは、内容に応じて科目代替を可能とするなど、インセンティブを付与すること等も考えられる。なお、こうした仕組みを導入することは、導入的講習へのインセンティブの観点だけでなく、全体的な制度との関係も考慮する必要があることから、具体的な制度設計については、更に検討を進めることが必要である。

社会教育主事講習と導入的講習等の関係イメージ

The diagram illustrates the relationship between Social Education Main Affairs Training and Introductory Training, structured around concentric circles representing different levels of involvement.

Central Core (Red): 社会教育主事 (Social Education Main Affairs). A callout box notes: 社会教育主事としての出発点 (Starting point as Social Education Main Affairs).

Inner Ring (Blue): 実務を通じた資質向上 (Improvement of quality through practical work) and 現職研修 (In-service training). A callout box notes: 多様な分野で活躍する者が、講習を通じて社会教育の資質やつながりを持つことで、活動の質を高めたり幅を広げたりする (Those who are active in various fields, through training, gain the quality and connection of social education, thereby improving the quality and scope of their activities).

Second Ring (Green): フォローアップ研修 (Follow-up training) and 社会教育士 (Social Education Officer). A callout box notes: 社会教育主事講習 (Social Education Main Affairs Training). Another callout box notes: 多様な人材の結末点の役割 (Role as the endpoint for diverse talents).

Third Ring (Yellow): 導入的講習等 (Introductory training, etc.). A callout box notes: 社会教育の裾野を広げるための短期の講習等 (この後、必要に応じ、社会教育士を目指す) (Short-term training, etc., to expand the scope of social education (after this, aiming for Social Education Officer as needed)).

Outer Ring (Light Blue): 他の関係者 (ボランティア等) (Other related parties (volunteers, etc.)).

Stakeholders (Bottom): Various groups are mapped to the training levels:

- 教育委員会関係者 (Education Committee related parties) - Core
- 社会教育施設関係者 (Social Education Facility related parties) - Inner Ring
- 指定管理者関係者 (Designated Manager related parties) - Second Ring
- 社会教育関係団体等 (Social Education Related Organizations, etc.) - Third Ring
- 学校関係者 (教員等) (School related parties (teachers, etc.)) - Third Ring
- 首長部局等関係者 (Mayor/Ministerial Agency related parties, etc.) - Outer Ring
- RMO・NPO等関係者 (RMO・NPO related parties, etc.) - Outer Ring
- 企業等関係者 (Company related parties, etc.) - Outer Ring

（２）受講資格の見直し

現在の社会教育主事講習の受講資格は、社会教育主事の任用資格を踏まえながら、その要件の一部（経験年数等）を緩和するような形で規定されている。

しかしながら、今後は、社会教育人材ネットワークを活用しながら社会教育行政を推進する体制を前提に考えれば、社会教育士として多様な分野で活躍する者を育成・確保していくことが不可欠である。

この観点からは、社会教育との親和性が高く、こうした趣旨に見合う、例えば民生委員や保護司としての実務経験や地域運営組織（RMO）における活動経験等の他分野における実務経験等を、新たな受講資格として認めることが考えられる。なお、より広く受講資格を認めていく観点から、一定の水準を満たす講習等を修了したことを新たな受講資格として追加すること等の適否について、現行の受講資格とのバランスを踏まえてさらに検討することも考えられる。

このため、新講習に関する他の検討事項と併せて、これらの具体的な内容についても、引き続き検討する必要がある。

5. 講習受講後の活躍促進

(1) 継続的な研修等の推進

講習や養成課程を修了することはあくまで社会教育主事・社会教育士としての出発点であり、その後の現職研修や実務経験を通じてさらに資質向上を図ることが期待される。社会教育主事として発令される者については、発令後の現職研修等によって、社会教育主事の業務をより円滑かつ効果的に実施していけるようにする必要があることは、上記2.(2)でも触れたとおりである。

こうした事後的な研修の機会は、社会教育士として活躍する者にとっても、知識をアップデートしたり、他の社会教育士の取組から学んだりしながら、自らの実践を省察する重要な機会であることに加え、社会教育士が他の社会教育士や社会教育主事とのつながりを維持していくことにも資するものである。

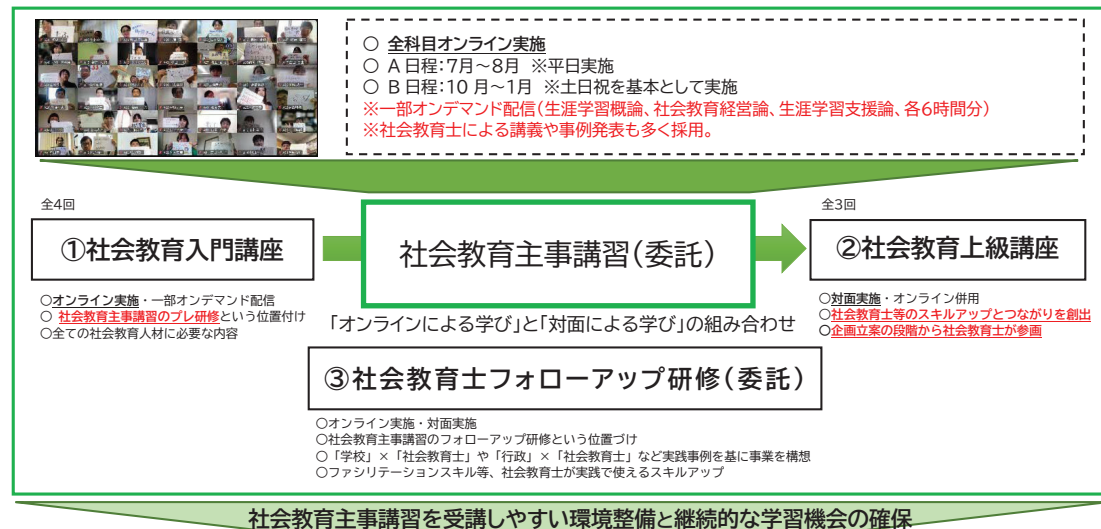
このため、行政側においても、社会教育人材ネットワークにおける取組の一環として、広域的な研修の機会を継続的に提供していくことが重要であることから、主として都道府県においてその取組を進めることが期待される。

その際、講習の実施機関である大学や養成課程を置く大学が、都道府県と連携して修了者向けの継続的な研修等の機会を提供する役割を担っていくことも考えられる。

なお、都道府県や社会教育関係団体等による、既存の研修の機会は多く存在すると考えられることから、各都道府県において、まずはこれらを把握し、体系的に整理した上で、関係者が受講しやすいよう情報提供することも重要である。

《事例紹介》 段階的な研修の事例

令和7年度社会教育主事講習を軸とした研修事業について 北海道立生涯学習推進センター



社会教育人材の資質・能力の更なる向上と社会教育人材の多様な場での活躍促進

＜北海道立生涯学習推進センターでは、社会教育主事講習を主軸として各研修事業を実施＞

	①社会教育入門講座	②社会教育上級講座	③社会教育士フォローアップ研修
目 的	社会教育主事講習を受講する前の段階のスタートアップ支援	社会教育主事講習後における社会教育人材の伴走支援型のスキルアップと社会教育人材のネットワークの構築	社会教育士の実践的な学びによる資質向上と社会教育人材のネットワークの構築
概 要	全4回・オンライン実施(一部オンライン) ○生涯学習・社会教育に関する基礎的事項や今日的な課題について ○社会教育で学ば！使う！生成AI～デジタル活用を通じた人づくりと地域づくり～など	全3回・対面及びオンラインによるハイブリッド ○NPO 法人における社会教育士の実践 ○対話によるコミュニケーションの実践方法 ○社会教育士は必要か～対話による自分の強み発見会	全3日間・対面及びオンライン実施 ○社会教育士の実践事例から学ぶ、関係機関等との連携 ○「やってみたい」を叶えるための事業立案 ○グラフィックファシリテーションの技法 など
成 果	○社会教育に興味・関心のある方が社会教育主事講習受講を決める前に社会教育について学ぶことができた。 ○年度当初に講座を行うことで、若年層の社会教育行政職員が社会教育の基礎的な内容を学ぶことができた。	○現年度の講習修了者をメインとした有志の会に対して、伴走支援を行い、講習の学びを活かす場を創出した。 ○社会教育主事講習の過年度の修了生にとって、社会教育を学び直す機会となった。 ○社会教育主事講習の複数年度の修了生が関わり、多様な人材によるネットワークの構築に寄与することができた。	○当センターの社会教育主事講習修了生だけでなく、養成課程における社会教育士も参画し学び合った。 ○社会教育士の実践発表及び交流の場となった。 ○社会教育士が実践に役立つスキルアップができた。

（２）活躍の場の拡充

社会教育士の称号の取得促進を図る制度の見直しと併せて、社会教育士の活躍の場を広げていくことも、社会教育を推進していくために必要な車の両輪ともいうべき重要な課題である。

特に、公民館は、地域における社会教育の振興を図る上で拠点となる施設であり、公民館主事が各種の事業・企画等を行ったり、利用者や団体等の活動の活性化を促したりする上で必要となる資質等は、社会教育士の専門性と概ね重なるものである。このため、公民館主事には社会教育士の称号を取得することが強く望まれるところであり、行政においても例えば、社会教育士の場合には公民館主事の採用や処遇等において一定の優遇措置を設けることも望まれる。

公民館以外の他の社会教育施設においても、当該施設の本来業務や各種の企画を通じて、住民が自主的に学び・活動することを支援していく上で、社会教育士の専門性は極めて有効なものと考えられる。したがって、社会教育施設における社会教育士の配置を推進したり、指定管理者に対して事業や企画を行う職員として社会教育士の称号を有する者を置くことを公募要件や契約内容に盛り込んだりする取組が、自治体による社会教育行政の主導により進むことが期待される。

このほか、社会教育人材の活躍を支える取組として、都道府県など広域行政において社会教育人材ネットワークを構築し、活用を進めていくことや、社会教育士等による自主的な活動をその範囲等に応じて都道府県や市町村が適切に支援していくことも求められる。

また、地域における社会教育活動そのものに対する支援のみならず、例えば、社会教育以外を本業とする者が社会教育の素養を活かして、本業における活動や取組に社会教育的な側面を持たせていくことも、活躍の場の広がりの一つの在り方とも考えられることから、そうした認識や取組事例の共有を進めることも重要である。

6. 養成課程の見直しについて

（１）基本的な枠組みの考え方

現行の養成課程の科目・内容は、社会教育主事の任用を前提として構成されているが、講習と同様に、社会教育士として様々な分野で活躍する者のための課程でもあること等を踏まえた見直しが必要である。

見直しにあたっては、2. の基本的な枠組みで示した講習の見直しの方向性を踏まえ、養成課程においても、社会教育主事・社会教育士共通の課程を基本的な枠組みとすることが適当と考えられる。

(2)見直しの方向性

養成課程は、社会人としての一定の経験がある者を対象とした講習と異なり、実務経験を持たない学生が課程修了後に1年以上の実務経験を経て社会教育主事として任用されることを想定して構成されている。今後、大学卒業直後から地域社会の多様な場で即戦力として活躍できる社会教育士を養成する課程であることも踏まえ、以下の観点から見直しを行う必要がある。

① 実践力の向上

養成課程で学んだ学生が、卒業後に社会教育士として地域における多様な領域で活躍できるよう、実践と省察の往還を行える演習や実習等の機会を充実し、地域社会での実践力をより高められる内容へ見直しを図る必要がある。

併せて、今後の養成課程は、大学及び地域における実習等の機会を通じて、学生の地域活動に対する興味・関心を高めたり、地域の教育資源を発見・活用する視点を持てたりすることなどにより、地域コミュニティの基盤を支える社会教育の担い手を育成する養成課程となることが期待される。そのため、養成に係る地域との連携・協力関係を構築していくことが重要である。

② 社会教育士養成の質向上と拡充

社会教育士の称号取得者は令和7年度現在約1万2千人まで増加しているが、今後、多様な分野の地域活動に社会教育の手法を取り入れ、地域コミュニティの維持・形成につなげていくためにも、各地域に十分な人数の社会教育士が存在することが期待されており、社会教育士の質的・量的な抜本的拡充を図る必要がある。

例えば、社会に開かれた教育課程を実施するにあたり、特に総合的な学習や探究の時間において学校と地域の連携・協働の重要性がますます高まっている状況を踏まえれば、こうした活動の充実に向けて、将来の教員となる学生が社会教育の専門性を身に付けることも期待される。

教員免許制度の見直しの一環として教職課程において学生が身に付けることが提唱されている「強み」や「専門性」の中でも重要なものの一つとして、社会教育士の称号の取得が促進されるよう、社会教育士の養成課程が教職課程としっかりと連携していくことが重要である。これにより社会教育士の称号を有する教員が増えることは、総合的な学習と探究の時間の更なる充実とともに学校と地域の連携・協働がより進むだけでなく、社会教育主事の配置率向上にも資するものと考えられる。

社会教育士養成の質の向上と拡充に向けては、社会教育士として最低限必要な資質能力が確実に育成されるよう、求められる能力・専門性との関連性、想定

される活動分野等を踏まえて科目構成を見直すとともに、学生の講義外の学習も確保する単位の実質化を図った上で、単位数を精選する必要がある。

同時に、学生は学生生活と養成課程との往還を通じて社会教育への理解を深め、自らの価値観を形成していくとの指摘もある。学生が自らの大学での専門分野の学びや経験を社会教育とのつながりの中で捉え直し、社会教育士としての専門性として発揮できるよう、科目間の関連性を一層重視する必要がある。

（３）各科目の具体的内容の検討に向けて

講習科目同様、「生涯学習概論」、「生涯学習支援論」、「社会教育経営論」は、社会教育士となる上でも共通して必要な内容であり、大枠において現在の枠組みを基本とするが、社会教育主事のみならず社会教育士の養成の観点から、どのような内容をより重視していくべきか、各科目の具体的内容については、今後、新講習の内容と併せて検討していく必要がある。

本WGでは、（２）の見直しの方向性を踏まえて、科目構成に係る試案を検討した。「社会教育実習」（必修）については、実践と省察の往還を通じて高い実践力を身につけ、社会教育を通じた地域課題の解決につながる確かな学びとなるよう、事前・事後学習等の時間を十分に確保し、省察として振り返りの機会等を充実するため、単位数を１単位から２単位に増やすなど、内容を見直すこととする。事前・事後学習の充実に加え、大学の創意工夫の一環として、例えば実習期間を延長したり、社会教育士となった後の多様な場での活動を見据えて実習先を多角化したりすることなどが考えられる。

また、各科目で学んだ内容を有機的に統合できるようにするため、学びを振り返り、総括し、グループ討議や事例研究等を通じて学生同士で知識・経験を共有する機会を充実し、大学での学修内容を活かして、学生が実際に学びの場づくりや地域づくり等を企画できる実践力を育成する「社会教育総合実践演習（仮称）」を必修科目として新設することが考えられる。このような新設科目の内容を踏まえ、２単位程度の学修が必要と考えられる。

一方で、現状において、選択必修科目（「社会教育実習」・「社会教育演習」・「社会教育課題研究」）の一部で総括的な演習を行っている大学があることも考慮すれば、「社会教育総合実践演習（仮称）」と選択必修科目を組み合わせで開講するような工夫も考えられる。

このため、「社会教育総合実践演習（仮称）」を２単位又は１単位とし、選択必修科目を２単位又は３単位として、これらの合計単位数を４単位程度とすることが考えられる。

このほか、養成課程における「社会教育特講」は、学生に社会教育主事として

の幅広い視野と社会的関心を持たせ、専門的内容についての理解を図る目的で設置されている科目である。「社会教育特講」は、大学、課程が置かれる学部等の特色に応じて多様な内容が選択できる科目であり、例えば生涯スポーツや歴史文化、地域産業等、各学部が提供する多様な領域における社会的課題と社会教育との関係について学ぶことができる。

社会教育主事は、様々な分野で社会教育を行う者に対して指導助言を行い、社会教育計画の立案等に携わることから、幅広い社会教育の活動領域や様々な現代的課題について理解を求められる。

一方、社会教育士は自らの職業や、取り組んでいる地域活動に関連した専門性を活かした活動を行うことが主として想定される。それぞれの専門性を活かせる社会教育士を養成するためにも、学生が大学で学ぶ専門性との関連性が高い科目に集中して取り組めるように、単位数を調整することが考えられる。

今後、実習の見直しにおいて事前・事後学習等を充実することにより、実習先に関連した現代的課題や他分野との関わりなどを実践的に学ぶことができるようになる。併せて、新たに創設する「社会教育総合実践演習（仮称）」では「社会教育特講」を含む各科目の学びを振り返り、他の学生と知識・経験を共有することで様々な現代的課題に対する理解を深めることができる。

これらに加えて、今回の見直し全体による学生等の負担も考慮すると、「社会教育特講」については単位数を8単位から4単位程度に縮減することが適当と考えられる。

上記により、総単位数は現行より2単位少ない22単位程度を想定して、今後、具体的内容について引き続き検討することとする。このことは、教職課程との併修の促進や社会教育の裾野拡大等にも資するものと考えられる。

なお、今後の各科目の具体的内容・単位数等に係る検討にあたっては、各大学がそれぞれの実情に応じて履修年次や内容について柔軟な開設ができるよう留意すべきである。

養成課程の科目・単位数に係る改正イメージ

〔現行〕

科目名	単位数
生涯学習概論	4
社会教育経営論	4
生涯学習支援論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習・社会教育実習・社会教育課題研究(一科目以上)	3
合計	24



〔改正試案〕

科目名	単位数	
生涯学習概論	4	
社会教育経営論	4	
生涯学習支援論	4	
社会教育特講	4	
社会教育実習※	2	
社会教育演習・社会教育実習・社会教育課題研究(一科目以上)	2	3
社会教育総合実践演習	2	1
合計	22	

※「社会教育実習」(必修)には
事前・事後学習を含む

7. 今後さらに取り組みが求められる課題

(1) 具体的制度設計の更なる検討

本 WG では、社会教育人材ネットワークの活用をはじめとした、これからの社会教育の推進体制等を踏まえながら、新講習の基本的な枠組みを示した。

今後は、本報告書で提言した方向性に沿って、各科目の具体的な内容の見直しや、単位数、受講資格の見直し等について更に検討を進めることが必要である。

また、これからの社会教育人材に求められる各科目の趣旨や内容を踏まえて、科目名称を見直すことも考えられる。なお、社会教育演習についてはこれまでも総括的な性格を持つ科目として最後に受講する科目として位置づけられてきたところであるが、各講習実施機関で多様な内容が展開されていることや、新講習の見直しの方向性を踏まえながら、今後、共通して備える視点や目指す事項等についても検討することも必要である。

また、社会教育士の取得促進や多様な人材の参画拡大の観点から、講習受講前に有する学習歴や地域活動、社会教育に関する実務経験等の適切な評価の在り方について検討を進めることも期待される。その際、社会教育主事講習が社会人としての一定の経験がある者を対象に体系的に編成されていることを踏まえ、

講習の質の確保や学修成果の担保との両立に十分留意しながら、引き続き検討を進めることが考えられる。

併せて、本 WG では社会教育の裾野を広げる観点から、社会教育の基礎的な内容を学ぶことができる導入的講習について新たに提案を行ったところであり、今後、導入的講習の在り方や拡充方策についても引き続き検討が必要である。

また、今後、新講習の基本的な枠組みの考え方及び今後の更なる具体的制度設計と併せて、養成課程についても本 WG において示した基本的な枠組みの考え方を参考としながら、各科目の具体的な内容等について検討を進める必要がある。

（２）社会教育の更なる振興に向けて

今後、地域コミュニティの基盤を支える社会教育の振興を図る上では、社会教育に実際に携わる者以外の者（他の行政関係者や一般の地域住民など）にも、社会教育の必要性や有用性に対する理解を得られるようにしていくことが重要である。そのためには、より具体的に、多くの人が身近なところで社会教育士に出会い、その活動を見聞きしたり、触れたりできるよう、様々な分野で社会教育士が活躍できる環境を創出することが重要である。

その際、社会教育人材の養成を担うとともに、社会教育に関する知見の集約及び体系化、さらに学術的エビデンス等に基づいた社会教育の必要性や有用性についての発信などを担う大学が、これまで以上にこうした役割を果たしていくことが期待される。

また、今回の見直しを受け、まずは、社会教育人材の裾野が広がるとともに、継続的な研修や社会教育人材ネットワークの整備により、社会教育人材が十分に活躍できる状況を創出していくことが重要であるが、社会教育人材が相当数に上るようになれば、社会教育に関するより高度な知見を備える人材を大学院で養成し、認証する制度について将来的に検討することも考えられる。

社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関するワーキング・グループ 設置要項

令和 7 年 9 月 5 日

社会教育の在り方に関する特別部会了承

1 設置の趣旨

中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会の「審議事項 1 に関する意見の整理」を踏まえ、社会教育主事と社会教育士の役割に応じた社会教育主事養成課程や社会教育主事講習での養成の在り方について専門的に検討を行うため、本ワーキング・グループを設置する。

2 検討事項

- (1) 社会教育主事・社会教育士に期待される役割、求められる能力について
- (2) 社会教育主事・社会教育士の養成課程・講習の在り方について
- (3) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の委員の協力を得て、「2. 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。

4 設置期間

本ワーキング・グループは、「2. 検討事項」に係る検討が終了したときに廃止する。

5 その他

- (1) 本ワーキング・グループに関する庶務は、総合教育政策局地域学習推進課が国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの協力を得て行う。
- (2) その他検討会の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

(別紙)

社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関するワーキング・グループ
委員

青 山 鉄 兵 文教大学人間科学部 准教授

岡 幸 江 国立大学法人九州大学人間環境学研究院教育学部門 教授

井 口 啓太郎 国立市教育委員会教育部公民館館長補佐・生涯学習課 課長補佐兼
任（社会教育主事）

坂 口 緑 明治学院大学社会学部社会学科 教授

志々田 まなみ 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 総括研究官
(併)社会教育実践研究センター社会教育調査官

長 岡 広 之 北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課 課長補佐

水 野 敬一朗 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課社会教育班 副主査（社会教
育士）

(オブザーバー)

牧 野 篤 大正大学地域創生学部 教授、東京大学 名誉教授

令和7年9月5日時点

審議経過

令和7年11月17日 第1回

- ・社会教育主事・社会教育士に必要な知識、技術、養成の在り方等について意見交換

令和7年12月18日 第2回

- ・社会教育主事・社会教育士の養成の在り方について（全国社会教育職員養成研究連絡協議会発表）
- ・社会教育主事講習の課題等について（宇都宮大学発表）
- ・社会教育士に必要な知識技術等について－社会教育士の実践を通じて－（たんば社会教育士コミュニティ発表）

令和7年1月22日 第3回

- ・社会教育士に必要な知識技術等について－社会教育士の実践を通じて－（一般社団法人日本社会教育士会発表）
- ・意見交換

令和8年2月20日 第4回

- ・社会教育主事・社会教育士の養成の在り方について

令和8年3月19日 第5回

- ・今後の教職課程や教員免許制度の在り方について
- ・報告書（案）について

令和8年4月30日 第6回

- ・さらに検討を要する論点について（全国社会教育職員養成研究連絡協議会発表）

令和8年5月15日 第7回

- ・さらに検討を要する論点について
- ・報告書（案）について

令和8年6月24日 第8回

- ・報告書（案）について

參考資料

検討の前提となる資料

社会教育主事と社会教育士の役割・求められる能力及び知見（社会教育人材部会における整理）

学習計画や
学習内容の
立案・編成は
社会教育士
にとっても
有意義

他方、例えば
社会教育関係
団体の育成や
多様な分野と
のつなぎ等
に関して
講習でどこまで
対応可能か

※ 薄緑の吹き出しは、
本資料での追加部分

期待される役割
求められる能力・知見

今後期待される
役割の方向性

社会教育主事

地域全体の 学びのオーガナイザー

＝社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割

行政としての専門的知見（社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など）

社会教育における学びと実践の活動を推進するために必要な、

- ①人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、②人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力、③人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、社会教育人材のネットワークを活用しつつ、コーディネート能力やファシリテーション能力等を発揮し、他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育（行政）をつなぎ牽引する役割を担うことが期待される。

さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割も担う。

社会教育士

各分野の専門性を様々な場に活かす 学びのオーガナイザー

＝社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わる役割

首長部局、民間企業、NPOなどの活躍の場において必要な各分野の専門的知見

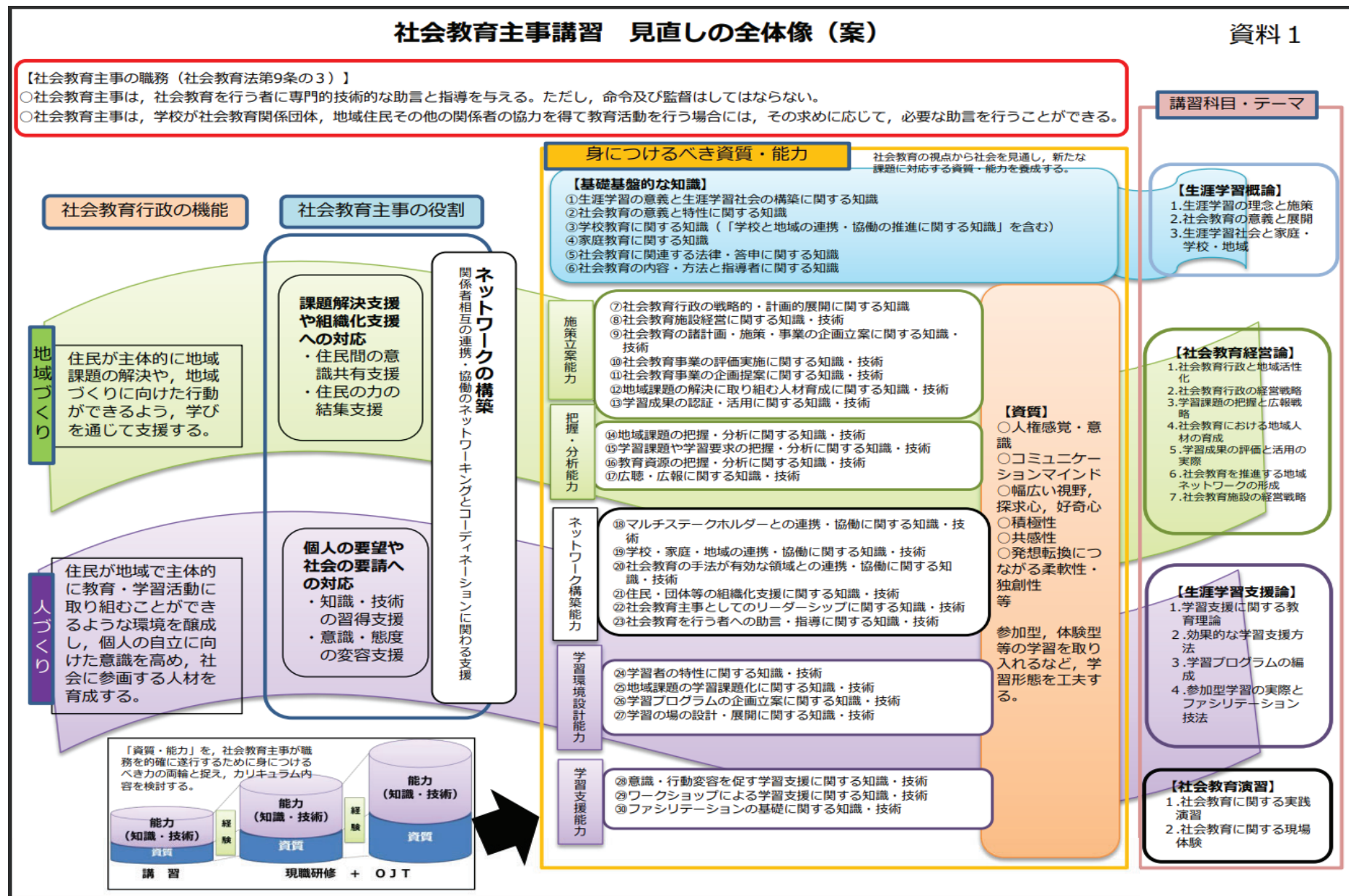
社会教育の基本的な知見（社会教育行政に関するものを含む）は社会教育士にも必要

各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加える工夫を行ったり、また社会教育の手法を用いて活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする活躍が期待される。

さらに、地域の社会教育人材ネットワークを活用することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。

検討の前提となる資料

社会教育主事が身につけるべき資質・能力（社会教育主事の養成等の在り方に関する調査研究報告書（平成28年8月）より）



(参考) 受講資格に関する現行の規定 (令和8年4月1日施行)

社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号)(抄)

(講習の受講資格者)

第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。)附則第二項の規定に該当する者
 - 二 教育職員の普通免許状を有する者
 - 三 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第一百五十五条第二項各号(第三号及び第八号を除く。)のいずれかに該当する者
 - 四 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者
 - 五 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者
 - 六 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者
- 第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

【参考：社会教育主事の任用資格(社会教育法(昭和24年法律第207号)抄)】

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
 - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
 - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
 - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県教育委員会が認定したもの

(参考) 社会教育主事講習で取り扱う内容

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目 的	主な内容
生涯学習概論 〔2単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔2単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔2単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育演習 〔2単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	・社会教育に関する実践演習 ・社会教育に関する現場体験 等
合 計 8単位		

(参考) 社会教育主事養成課程で取り扱う内容

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目 的	主な内容
生涯学習概論 〔4単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔4単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔4単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育特講 〔8単位〕	社会教育主事としての幅広い視野、社会的関心を持たせるとともに、専門的内容についての理解を図る	・国際化と社会教育 ・情報化と社会教育 ・高齢化と社会教育 ・多文化共生と社会教育 ・社会的包摂と社会教育 ・健康教育と社会教育 ・防災・防犯と社会教育 ・人権教育と社会教育 ・同和問題と社会教育 ・環境問題と社会教育 ・青少年健全育成と社会教育 ・キャリア教育と社会教育 ・貧困問題と社会教育 ・家庭教育と社会教育 ・男女共同参画と社会教育 ・社会福祉と社会教育 ・特別支援教育と社会教育 ・消費者教育と社会教育 ・文化芸術と社会教育 ・文化財保護と社会教育 ・生涯スポーツと社会教育 ・地域の歴史文化と社会教育 ・地域産業と社会教育 ・ボランティア活動と社会教育 等
社会教育実習 〔1単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	・社会教育施設等における実習
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 〔選択必修3単位〕		・具体の地域課題等を題材とした社会教育事業の立案 等に向けた演習 ・社会教育施設等における実習 ・社会教育の課題に関する研究 等
合 計 24単位		